

①国名	Islamic Republic of Pakistan (PK) (パキスタン・イスラム共和国)				
②名称	Ministry of Industries (for Patents), Ministry of Commerce (for Trademarks) / Intellectual Property Organization of Pakistan (IPO-PAKISTAN)				
③所在地	3rd Floor, NTC-HQs Building Attaturk Avenue (East), Sector G-5/2 Islamabad				
④連絡先	(電話) (92 51) 924 58 30 (FAX) (92 51) 920 8157 (E-mail) <a href="mailto:info@ipo.gov.pk">info@ipo.gov.pk</a> (internet) <a href="http://www.ipo.gov.pk">www.ipo.gov.pk</a> <a href="mailto:chairman@ipo.gov.pk">chairman@ipo.gov.pk</a> <a href="mailto:dg@ipo.gov.pk">dg@ipo.gov.pk</a>				
⑤組織の長	Chairman: <b>Mr. Mujeeb Ahmed Khan</b>				
⑥沿革	<p>(1) 特許・意匠については、インドから独立後、1911年インド特許・意匠法が適用されてきた。2000年12月2日に2000年特許法が施行された。この新特許法により大幅な改正が行われ、TRIPS協定と基本的に一致することとなった。旧法である1911年インド特許・意匠法は廃止された。</p> <p>(2) 2002年に、2000年特許法を改正した法律が施行された。この2000年特許法の施行規則は、1933年の特許・意匠規則の改正規則が適用されている。これは、2002年法の施行規則の草案が2003年7月に公告されているが、未だ未施行であるためである。</p> <p>(3) 2000年意匠法は、2000年9月7日に施行され、パキスタンの意匠法を大きく変化させた。この2000年法により、旧法である1911年インド特許・意匠法の意匠の関連規程が廃止された。この2000年法の施行規則は未作成で、旧規則が引続き適用されている。</p> <p>(4) 商標法は1940年商標法が施行されている。この1940年商標法は、1938年の旧英国商標法に基本的に類似している。パキスタンでは、新商標法(2001年新商標法)が施行され、商標法が大きく変更された。この変更の中には、サービスマーク、団体商標、立体商標、音響商標についての規程が新しく加えられ、登録存続期間が10年に延長された。また、防護標章、連合商標の規程は削除された。</p> <p>(5) 2005年1月、従前の特許局と商標局が統合されてIntellectual Property Organization (IPO)が誕生。</p> <p>(5) 2013年 月に特許裁判所が設置され、今後は、特許、商標、著作権等の知的財産権に関する全ての案件は当該裁判所へ移送され、処理されることになる。</p>				
⑦所管	特許、意匠、商標法、著作権、地理的表示・伝統的知識及び民間伝承、コンピュータ・プログラム、営業秘密の保護、集積回路の回路配置の保護、植物新品種の保護				
⑩加盟条約	WIPO 1977/1/6	ベルヌ 1948/7/5	ブリュッセル	ファイルム登録	マドリッド(原産地表示)
	ナイロビ(オリンピック)	パリ 2004/7/22	PLT	レコード保護	ローマ
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(実演及びレコード)
	ブダペスト	ロンドンアクト	ヘーグ ヘーグアクト	ジュネーブアクト	リスボン
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
	ストラスブール	ウィーン	WTO 1995/1/1		

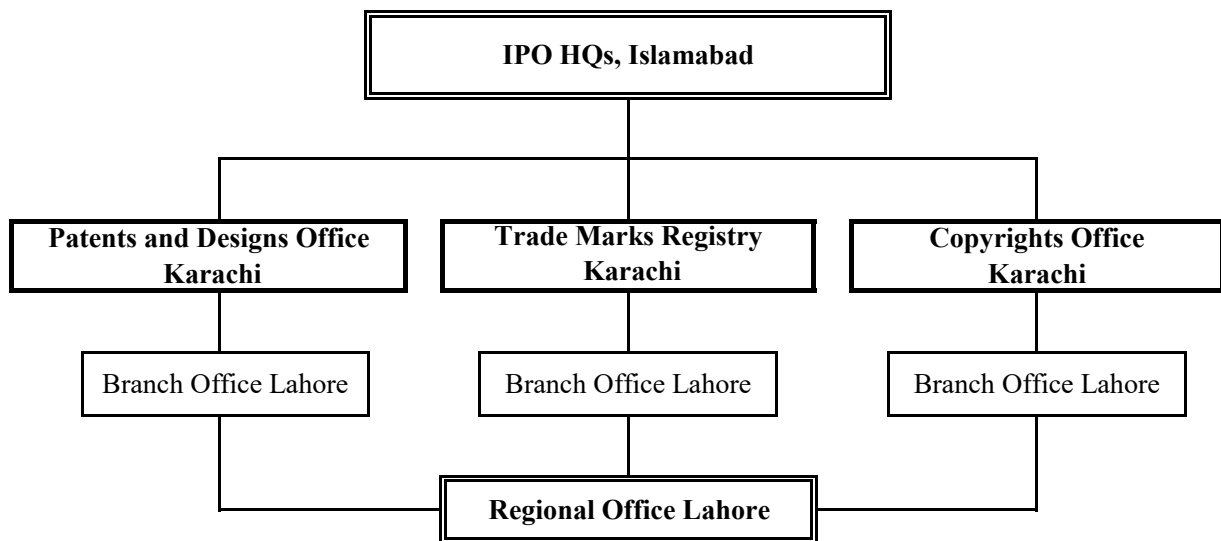
①国名	Islamic Republic of Pakistan (PK) (パキスタン・イスラム共和国)					
⑪統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	698	892	874	900
		(内 外国出願)	505	586	561	562
		(内 日本から)	31	44	34	36
		(内 PCTルート)				
	意匠	全数	490	588	581	464
		(内 外国出願)	103	135	128	98
		(内 日本から)	31	19	46	47
	商標	全数	38,425	37,981	38,332	40,578
		(内 外国出願)	7,793	7,438	5,591	4,130
		(内 日本から)	357	271	272	273
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	169	265	268	201
(内 外国出願)		159	249	237	181	
(内 日本から)		14	13	13	13	
(内 PCTルート)						
意匠	全数	279	421	408	301	
	(内 外国出願)	87	105	79	88	
	(内 日本から)	36	22	28	36	
商標	全数	12,112	25,498	23,885	17,503	
	(内 外国出願)	4,692	8,084	7,949	5,801	
	(内 日本から)	548	600	414	289	
(出典): WIPO IP Statistics						

## ⑫ 組 織

<組織図> IPO-Pakistanは、特許局が産業省(Ministry of Industries)、及び商標登録所が経済省(Ministry of Commerce)の所属となっている。

IPO-Pakistanには、Patents Office (特許局)、Trade Marks Registry (商標登録所) 及びCopyrights Office (著作権局) の部署がある。

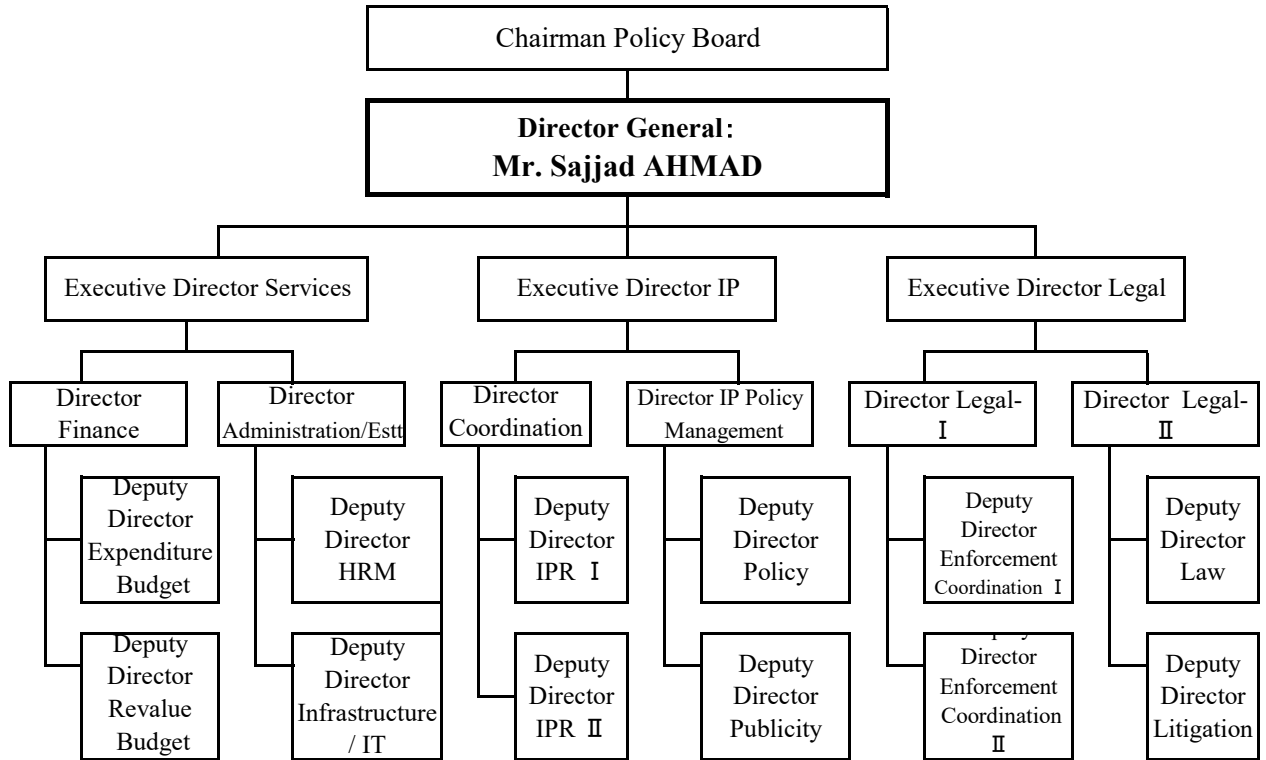
IPO-Pakistanの全体図、特許・意匠・商標を取扱う Patent Office, Karachi、Trademarks Registry, Karachi 及びRegional Office, Lahore の組織は、次の通りである。



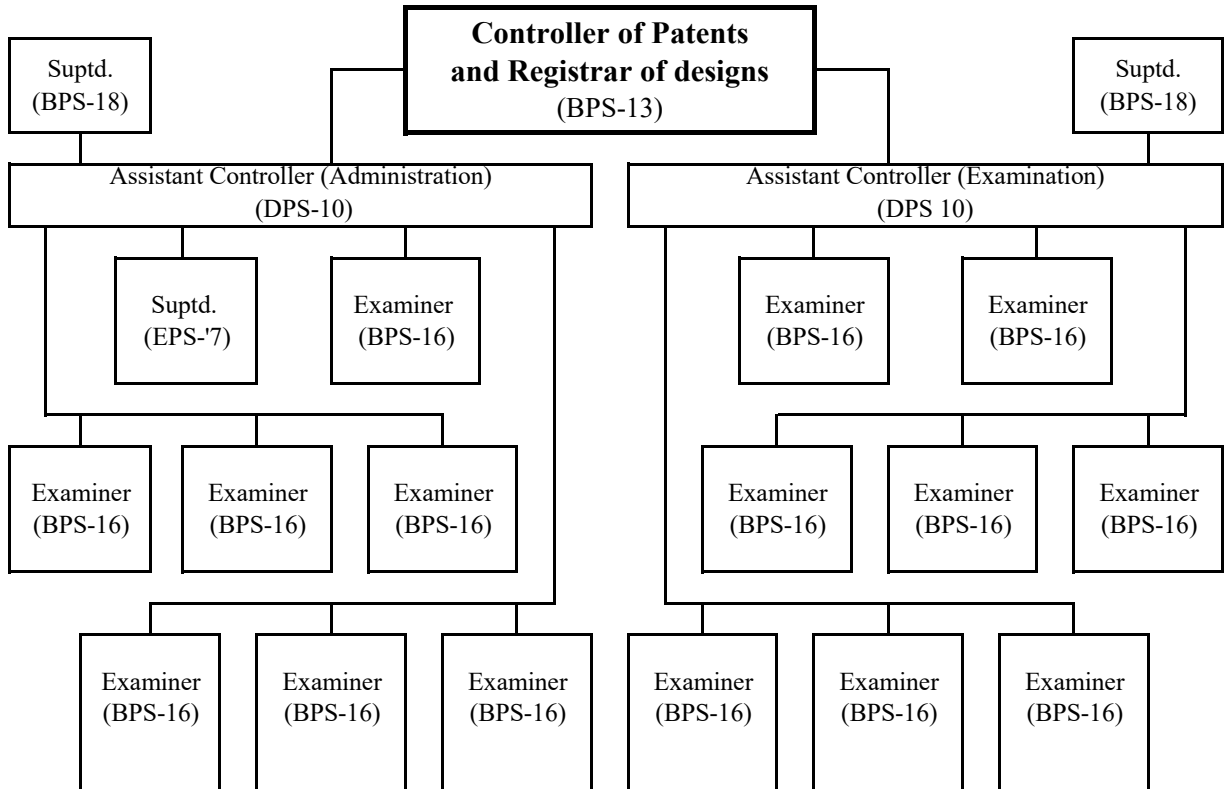
①国名

Islamic Republic of Pakistan (PK)  
(パキスタン・イスラム共和国)

<Intellectual Property Office-HQs, Islamabad>



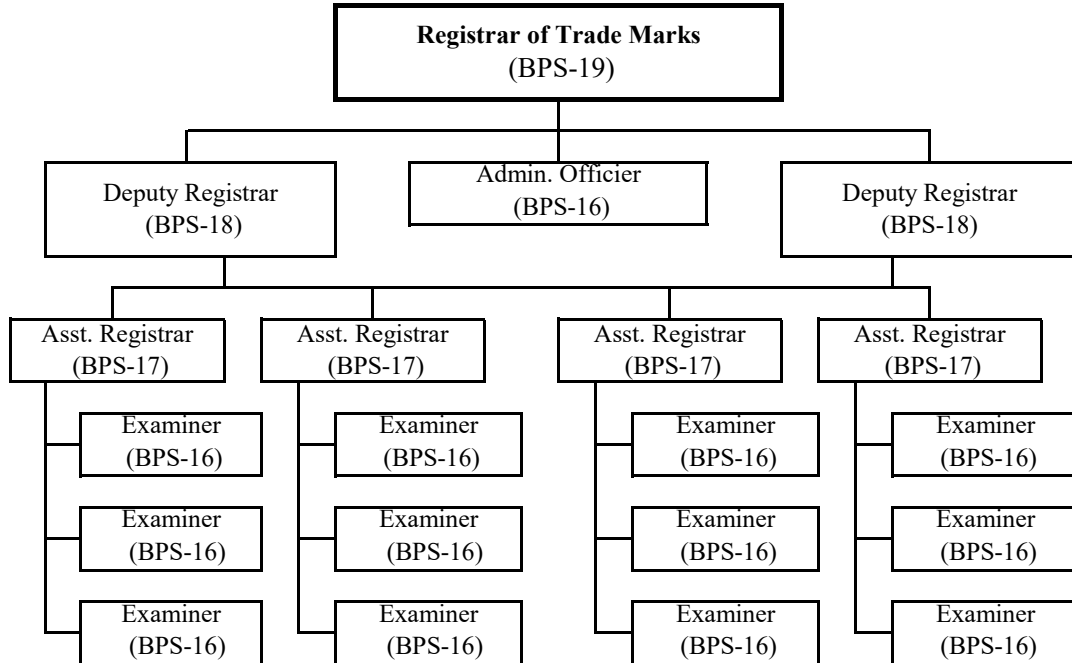
<Patents and Designs Office, Karachi>



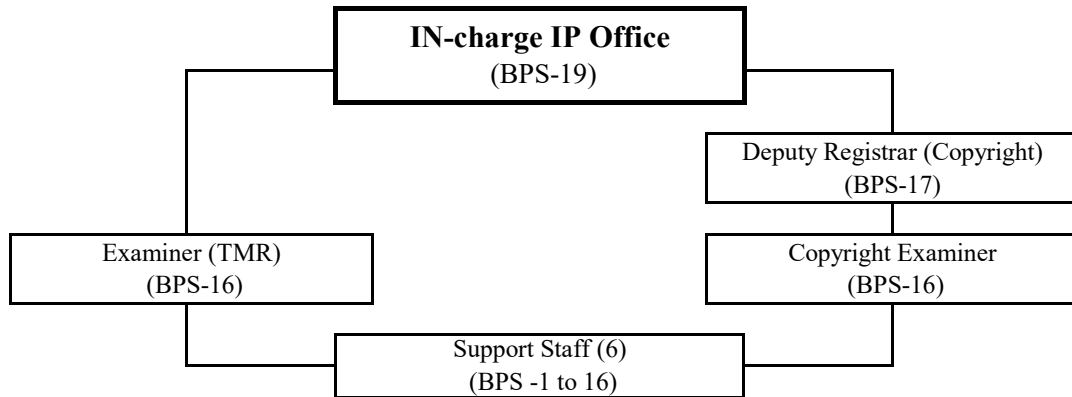
①国名

Islamic Republic of Pakistan (PK)  
(パキスタン・イスラム共和国)

<Trade Marks Registry, Karachi>



<Intellectual Property Regional Office, Lahore >



(出典): IPO-Pakistan Annual Report 2007-08

①国名	Islamic Republic of Pakistan (PK) (パキスタン・イスラム共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2002年10月26日施行(2000年特許法(No.LXI-2000)を改正する改正法)
	③地理的効力の範囲	パキスタン国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。 (特許法第79条、同第80条)
	⑦出願言語	英語
	⑧特許権の存続期間及び起算日	登録日となる出願日から20年 (特許法第28条、同法第30条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許法第8条)
	⑩グレースピリオド	有。公の又は公認の博覧会における開示日から12ヶ月。 (特許法第8条(3))
	⑪非特許対象	(1) 発見、科学理論及び数学的方法 (2) 文芸、演劇、音楽若しくは美術の著作物又は純粹に美的性格を有するそれ以外の創作物 (3) 純粹に精神的な行為の遂行、遊戯又は事業活動に関する計画、法則又は規則 (4) 情報の提示 (5) 天然に存在している物質又はそれから分離した物質 (6) 公表又は実施することが、公序良俗に反する発明 (7) 動物又は植物、及び動物又は植物を生産するための本質的に生物学的な方法 (8) 既知の製品又は方法に係わる新規又は後発的な使用 (9) 外見上の変更のみによってクレームしている発明 (10) 手術若しくは治療による人体若しくは動物の体の処置方法、又は人体若しくは動物の体の診断方法である発明 (特許法第7条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。方式要件を満たしていると公告され、異議申立があると発明の新規性についての審査が行われる。 (特許法第16条、同法第24条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、完全明細書が容認されたら公告(公開)され、閲覧に供される。 (特許法第21条)
	⑯異議申立制度の有無	有。完全明細書の承認に関する公開日から4月以内に異議を申立てることができる。 (付与後) (特許法第23条)
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度ではないが、利害関係人は特許の無効を高等法院に提訴することができる。
	⑱実施義務	登録から3年、又は出願から4年の何れか遅い日までに実施しなければならない。不実施の場合は、取消の対象となる。

①国名	Islamic Republic of Pakistan (PK) (パキスタン・イスラム共和国)	
⑱費用 単位 PKR (パキスタン ・ルピー)	[出願から登録までに掛かる費用]	
	出願料	(完全明細書によるとき) 4,500 PKR (仮明細書によるとき) 675 PKR
	頁加算料	60 PKR(40頁超の各頁につき加算)
	クレーム加算料	150 PKR(20超の各クレームにつき加算)
	[特許権維持に掛かる費用]	
	年金	
6年- 8年次	6,000 PKR(毎年)	
9年-12年次	9,000 PKR(毎年)	
13年-16年次	12,000 PKR(毎年)	
17年-20年次	16,000 PKR(毎年)	
⑳料金減免措置の有無	無。	
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。	
(備考)	仮明細書／完全明細書 特許出願時に駆り明細書を添付したときは、出願日から12ヶ月以内に完全明細書を提出しなければならない。	

①国名	Islamic Republic of Pakistan (PK) (パキスタン・イスラム共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2000年9月7日施行(2000年意匠法No.XLV)
	③地理的効力の範囲	パキスタン国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	創作者及び承継人(自然人、法人)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。 (意匠法第26条)
	⑦出願言語	英語
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	登録日(出願日又は優先日が登録日となる)から10年。更に、10年を単位として2回更新できる。(最長30年) (意匠法第7条、同第5条(5))
	⑨新規性の判断基準	内国公知、内外国刊行物 (意匠法第3条(2))
	⑩グレースピリオド	有。次の事項が規定されている。期間は意匠の開示日から12月。 (1) 出願人又は前原権者による意匠の開示 (2) 出願人又は前原権者に対する第三者による不法行為による意匠の開示 (意匠法第3条(3))
	⑪不登録対象	(1) 意匠の定義に適合しない意匠 (2) 新規性及び独創性の要件を欠いている意匠 (3) 公序良俗に反する意匠
	⑫実体審査の有無	有。方式要件を備えているか、更に新規性及び独自性について審査される。 (意匠法第5条(2)、(3))
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。個々の部品は、製品の一部品であっても保護される。 (意匠法第2条a)
	⑯関連意匠制度の有無	
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。 (意匠法第3条(1))
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(ロカルノ協定には未加盟)
	⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願が容認されたら公告(公開)され、閲覧に供される。 (意匠法第18条(1))
	⑳秘密意匠制度の有無	
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、意匠の無効は裁判所に提訴することができる。 (意匠法第5条(6))
	㉓登録表示義務	

①国名	Islamic Republic of Pakistan (PK) (パキスタン・イスラム共和国)	
	②④費用 単位 PKR (パキスタン ・ルピー)	[出願から登録までに掛かる費用]
		出願料 450 PKR
		審査請求料 150 PKR
		登録料 900 PKR
		[意匠権維持に掛かる費用]
存続期間更新料		
	②⑤料金減免措置の有無	無。



①国名	Islamic Republic of Pakistan (PK) (パキスタン・イスラム共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2004年4月12日施行(2001年法律第XIX号)
	③地理的効力の範囲	パキスタン国内のみ
	④他国制度との関連	無。
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標、証明商標
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、結合商標、立体商標、色彩商標
	⑦出願人資格	取引商品について使用しているか又は使用を予定している者(自然人、法人)
	⑧権利付与の原則	先願主義
	⑨本国登録要件	
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。 (商標法第126条、同第127条)
	⑪出願言語	英語
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日又は優先日から10年。10年毎に更新できる。 (商標法第34条)
	⑬「グレースピリオド」	無。
	⑭不登録対象	(1) 中傷的な図案で構成されているか又はそのような図案を含んでいる標章 (2) 使用すれば欺瞞、混同その他を生じさせるおそれがある標章 (3) 使用すればパキスタンにおける何れかの国民の宗教的感情を害するおそれがある標章 (4) 使用すれば法律又は公序良俗に反する標章 (5) 信託に関する明示、黙示又は擬制の通知 (6) 国旗及び政府の紋章 (7) 生存しているか又は死亡した者の氏名又は肖像を含む標章 (8) 同一商品又は同一銘柄の商品について、他の所有者に帰属しており、既登録の商標と同一であるか、又は欺瞞若しくは混同を生じさせるおそれがある標章 (9) 反物の織物におけるライン・ヘッドイング(line heading)だけで構成されている標章 (10) 単一の化学成分(元素)又は単一の化合物の名称である単語を、化学物質又は化学的調合剤に使用する標章 (商標法第14条、同法第16条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。市場における販売、宣伝及び展示により広く知られた商標であり、消費者に有名なものとして認められることが必要である。
	⑰一出願多区分制度の有無	無。
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 (商標法第27条)
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願が認容されると商標公報に公告(公開)される。 (商標法第28条(1))
	㉒異議申立制度の有無	有。出願公告の日から2月以内に異議申立を行うことができる。 (付与後。例外的に付与前に公告されることもある) (商標法第28条(2))
	㉓無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、商標の無効は裁判所に提訴することができる。 (商標法第29条(1)、第114条)

①国名	Islamic Republic of Pakistan (PK) (パキスタン・イスラム共和国)	
②④不使用取消 制度の有無	有。5年の不使用は登録取消の対象となる。 (商標法第73条)	
②⑤商標分類	国際分類(ニース分類、第8版)を採用している。(ニース協定には未加盟)	
②⑥図形要素の 分類	無。	
②⑦譲渡要件	無。商標権は、営業の譲渡とは無関係に譲渡することができる。 (商標法第69条)	
②⑧費用 単位 PKR (パキスタン ・ルピー)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料                    2,000 PKR 登録料                    3,000 PKR  [商標権維持に掛かる費用] 存続期間更新料        10,000 PKR	
②⑨料金減免措置	無。	